

お支払いに関するお知らせ

商品ごとの保障内容(お受取りの対象となる保険金・給付金)については、下表のとおりです。
なお、保険金・給付金のお支払いについては、所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細については、必ずパンフレット等の各該当箇所をご確認ください。

＜商品ごとの保障内容＞

保 障 内 容 の 概 要		ご加入の商品				
		グループ保険	医療保障保険	介護保障保険	総合 レジャー補償	長期療養 収入補償制度
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○			○ (不慮の事故の場合のみ)	
災害保険金	不慮の事故または所定の感染症により被保険者が死亡された場合	○				
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○				
障がい給付金【グループ保険】 後遺障害保険金 【総合レジャー補償】	不慮の事故により所定の身体障がいの状態【総合レジャー補償は後遺障害】になられた場合 (商品により、お支払いの要件は異なります。)	○			○	
入院給付金(病気による)	病気により所定の入院をされた場合		○			
入院給付金(災害による) 【グループ保険・医療保障保険】 入院保険金【総合レジャー補償】	不慮の事故により所定の入院をされた場合 (商品により、お支払いの要件は異なります。)	○	○		○	
生活介護保険金	公的介護保険制度の要介護2以上または引受保険会社所定の要生活介護状態になった場合			○		
手術保険金	不慮の事故によるケガの治療のため、所定の手術を受けられた場合				○	
通院保険金	不慮の事故によるケガの治療のため通院された場合				○	
所得補償保険金	ケガ・病気・精神の病気で、90日を超えて就業障害となった場合					○

※上表には、総合レジャー補償の携行品損害保険金、日常生活賠償保険金などは含めておりません。パンフレット13ページにてご確認ください。
※「不慮の事故」とは、「急激かつ偶発的な外来の事故」で約款に定めるものをいいます。商品により引受保険会社が異なるため、お支払いの要件は異なります。

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

ご注意！

以下のようなケースで保険金・給付金の請求もれはございませんか？

●【事例①】入院給付金(保険金)の請求もれ

たとえば…こんな事例の場合 ➡ 交通事故が原因で入院された

不慮の事故により所定の入院をされた場合、グループ保険・医療保障保険・総合レジャー補償のそれぞれで入院給付金(保険金)をお受取りいただける可能性があります。(商品により、お支払いの要件は異なります。)
注)グループ保険ならびに総合レジャー補償で保障される入院は、不慮の事故が原因で入院された場合に限られますので、病気が原因で入院された場合には入院給付金(保険金)をお受取りいただけません。

たとえば…こんな事例の場合 ➡ A病院にて入院の後、手術のためB病院へ転院。その後経過良好につきB病院を退院された。

転院により複数の病院で所定の入院をされた場合、すべての入院期間ではなく、最後に入院されたB病院での入院期間についてのみ入院給付金(保険金)をご請求いただくケースがみられます。転院前のA病院での入院期間についても入院給付金(保険金)をお受取りいただける可能性があります。

●【事例②】グループ保険の障がい給付金、介護保障保険の生活介護保険金、総合レジャー補償の後遺障害保険金の請求もれ

たとえば…こんな事例の場合 ➡ 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態(後遺障害)になられた。
(不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。)

入院給付金(保険金)のみご請求いただき、障がい給付金、生活介護保険金、後遺障害保険金についてご請求いただいていないケースがみられます。障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際に、障がい給付金、生活介護保険金、後遺障害保険金をお受取りいただける可能性があります。

●【事例③】総合レジャー補償の死亡保険金請求もれ

たとえば…こんな事例の場合 ➡ 被保険者が亡くなった

死亡保障は、総合レジャー補償にもあります！不慮の事故が原因でお亡くなりになった場合は、グループ保険に限らず、総合レジャー補償でも死亡保険金をお受取りいただける可能性がございます。

特に重要なお知らせ

宮崎県学校生活協同組合「新・グループ保険(あんしん)」

グ ル ー プ 保 険

医 療 保 障 保 険

介 護 保 障 保 険

総 合 レ ジ ャ ー 補 償

長 期 療 養 収 入 補 償 制 度

(災害保障特約付 ことも特約付
子ども災害保障特約付
年金払特約付 半年払保険料併用特約付
リビング・ニーズ特約付
リビング・ニーズ特約指定代理請求の特約付
新団体定期保険)

(短期入院特約付
家族特約付
医療保障保険(団体型))

(生活介護保険特約(親型)
・年金払特約付
団体生活介護保険)

(傷害補償(MS&AD型)
特約セット団体総合
生活補償保険)

(精神障害補償特約セット
団体長期障害所得
補償保険)

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項を記載しております。

お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、申込みいただきますようお願いいたします。

＜全制度共通部分＞

○【重要事項説明書】・【取扱内容】 ……1～28ページ

＜生命保険部分＞

【グループ保険】

○ご契約の概要について【契約概要】 ……29,30ページ

○特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】…31,32ページ

【医療保障保険】

○ご契約の概要について【契約概要】 ……33,34ページ

○特に注意いただきたい事項について【注意喚起情報】…35,36ページ

【グループ保険・医療保障保険 共通】

○正しく告知いただくために ……37,38ページ

＜介護保障保険＞

○特に重要なお知らせ(重要事項説明)【契約概要】 ……39ページ

○特に重要なお知らせ(重要事項説明)【注意喚起情報】…40～42ページ

＜損害保険部分＞

【総合レジャー補償】

○契約概要 ……43,44ページ

○特にご注意ください事項(注意喚起情報) ……45～49ページ

○サービスのご案内 ……50,51ページ

【長期療養収入補償制度】

○契約概要 ……52,53ページ

○特にご注意ください事項(注意喚起情報) ……54～57ページ

○正しく告知いただくために ……58ページ

日 本 生 命 保 険 相 互 会 社
太 陽 生 命 保 険 株 式 会 社
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

グループ保険～お支払い等に関する詳細について～

【新団体定期保険】

新団体定期保険について

●保険金・給付金のお支払事由

お支払いする保険金・給付金		保険金・給付金のお支払事由
主 契 約	死 亡 保 険 金	引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
	高度障がい保険金	引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日（※1）以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表（※2）に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。 なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものとして取扱います。 したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。
災 害 保 険 金	災 害 保 険 金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日（※1）以後に発生した不慮の事故（※3）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に死亡された場合、またはこの特約への加入日（※1）以後に発病した所定の感染症（※4）を直接の原因として保険期間中に死亡された場合、災害保険金をお支払いします。 上記によって災害保険金をお支払いする場合に、障がい給付金に関し、次のいずれかの事実があるときは、災害保険金額にその該当する給付割合を乗じて得られる金額の合計額を災害保険金額から差引きます。 (1) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金をすでに支払っているとき (2) 災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による障がい給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき
	障 がい 給 付 金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日（※1）以後に発生した不慮の事故（※3）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ、保険期間中に3ページのご別表 給付割合表（※3）>のいずれかの身体障がいの状態に該当された場合、次の(1)または(2)に定める金額の障がい給付金をお支払いします。 (1) 身体障がいの状態が給付割合表の1種目のみに該当する場合には、災害保険金額に給付割合表のその該当する種目に対応する給付割合を乗じて得られる金額 (2) 身体障がいの状態が給付割合表の2種目以上に該当する場合には、その該当する種目ごと（ただし、約款に定める身体の一部位（※3）（以下、単に「同一部位」といいます。））に生じた2種目以上の障がいについては、そのうち最も上位の種目のみに(1)の規定を適用して得られる金額の合計額 上記(1)(2)の適用にあたっては、すでに給付割合表に該当する身体障がいのあった身体の一部位に生じた身体障がいについては、すでにあった身体障がい（以下、「前障がい」といいます。）を含めた新たな身体障がいの状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障がいの状態に対応する給付割合（2種目以上に該当する場合は、最も上位の種目に対応する給付割合）を差引いて得られる割合を、その身体障がいについての給付割合とします。（別表 給付割合表参照） 障がい給付金の支払割合は、同一の不慮の事故または同一の保険期間において、通算して10割をもって限度とします。なお、災害保険金の支払後に、その災害保険金の支払いの原因となった同一の不慮の事故による同一の被保険者についての障がい給付金の請求を受けても、引受保険会社は、これをお支払いしません。
特 約	入 院 給 付 金	引受保険会社は、被保険者が、災害保障特約への加入日（※1）以後に発生した不慮の事故（※3）による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に所定の入院（※5）をされ、その入院日数が5日以上となった場合、保険期間中の入院1日につき、入院給付金をお支払いします。同一の被保険者が同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合、入院日数の判定の際には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。（180日目を跨いで入院している場合、その入院がその事故の日から起算して180日以内に開始していれば、180日経過後の継続した入院日についても合算対象です。） なお、同一の被保険者が同一の不慮の事故によって入院した場合であっても、その事故の日から180日経過後に開始した入院についてはお支払いの対象となりません。ただし、その事故の日から180日以内の入院について入院給付金をお支払い済みであり、かつ、その事故が原因で次の手術を行うため、その事故の日から180日経過後に再入院をされた場合は、一定の条件のもと、お支払いの対象となる場合がありますので引受保険会社までお問合せください。 ア. 抜釘・抜糸術 イ. 癰疽形成術（植皮術） ただし、傷病治癒後の整形手術目的となるものは除く 被保険者が災害保障特約の保険期間中に入院を開始し、保険期間の満了日を含んで引き続き入院している場合に、この保険契約・特約が更新されないときは、保険期間経過後の入院日数（その入院の退院日までの入院日数）については、保険期間中の入院として取扱います。入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日（更新前の入院日数を含みます。）を限度とします。 同一の被保険者が2以上の不慮の事故によって入院し、支払うべき入院給付金が重複する場合でも、入院給付金は重複してはお支払いしません。
	リビング・ニース特約の特約保険金	・保険期間中に被保険者の余命が6カ月以内（※6）と判断される場合に、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者の指定した金額（100万円単位）をリビング・ニース特約の特約保険金としてお支払いします。ただし、特約保険金のお支払いは、被保険者が主たる被保険者の場合は、1,000万円を、配偶者の場合は300万円を限度とし、1被保険者について1回かぎりです。ただし、ボーナス払併用コースの「K1コース」にご加入されている本人につきましては、600万円以下100万円単位となります。被保険者がこどもの場合は請求できません。 ・主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニース特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、主契約のその被保険者に対する部分は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に着した日に消滅したのとして取扱います。なお、特約保険金として一部をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。 ・その被保険者について、死亡保険金または高度障がい保険金がすでに支払われている場合は、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。 ・被保険者が保険金を請求できない特別な事情があるときには、あらかじめ指定された「指定代理請求人」が被保険者の代理人として、保険金をご請求できます。

（※1）その被保険者についてこの保険契約上の責任

が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

（※2）対象となる「高度障がい状態」とは

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 胸部部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

（※3）詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(https://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/) 保険金・給付金のお受取りについて

（※4）所定の感染症とは、1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中以下のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分 類 項 目
コレラ、腸チフス、パラチフスA、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎＜ポリオ＞、ラッサ熱、クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱、マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病、エボラ＜Ebola＞ウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものにかぎりず。）
(注) 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎりず。))である感染症をいいます。))は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める次のいずれかに該当する場合は、「所定の感染症」に含まれます。なお、次のいずれにも該当しない期間中に支払事由が生じた場合は、「所定の感染症」に含まれません。 (1) 一類感染症、二類感染症または三類感染症 (2) 新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症 (3) 指定感染症
(※5) 所定の入院とは、医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。))による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。))が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、次に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)) (2) (1)の場合と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設
(※6) 余命6カ月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることを意味します。余命6カ月以内の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて引受保険会社が行います。

●保険金・給付金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
・保険契約者・被保険者の故意。
・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
・戦争その他の変乱。(※2)
- (※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
(※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【災害保障特約】

- 引受保険会社は、災害保険金、障がい給付金または入院給付金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、これらの保険金・給付金をお支払いしません。
・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき。
・災害保険金の受取人、障がい給付金の受取人または入院給付金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者が災害保険金の一部の受取人、障がい給付金の一部の受取人または入院給付金の一部の受取人であるときは、引受保険会社はその残額をその他の受取人にお支払いします。
・被保険者の犯罪行為によるとき。
・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき。
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき。
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき。
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき。
・地震、噴火または津波によるとき。(※3)
・戦争その他の変乱によるとき。(※3)
- (※3) ただし、地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加が、災害保障特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、これらの保険金・給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

【死亡保険金以外の保険金・給付金】

- 高度障がい保険金、災害保険金、障がい給付金、入院給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎりず。(原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。))したがって、原因となる傷病や不慮の事故等がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知しなくてはならないことがかわらず、これらの保険金・給付金はお支払対象となりません。

【すべての保険金・給付金】

- 次の場合には、保険金・給付金をお支払いせず、ご加入も継続できません。
○告知義務違反による解除の場合
ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金・給付金をお支払いします。
○詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○不法取得目的による無効の場合

- 保険契約者または被保険者が保険金・給付金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金・給付金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることになっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。))
① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。))または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。))を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。))をしたとき。
② この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。))があったとき。
③ 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けっていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

【リビング・ニース特約】

- リビング・ニース特約は、主契約の被保険者(本人・配偶者)の死亡保険金についてのみ、所定の条件のもと、全部または一部をお支払いする特約です。
- 引受保険会社は、リビング・ニース特約の特約保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、リビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません。
・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意。
・戦争その他の変乱。(※4)

(※4) ただし、戦争その他の変乱によって余命が6カ月以内と判断される被保険者の数の増加が、リビング・ニース特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、リビング・ニース特約の特約保険金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いします。

- ～また、以下のような場合にリビング・ニース特約の特約保険金をお支払いしません～
・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者が死亡しているとき。
・リビング・ニース特約の特約保険金の支払前にその被保険者について死亡保険金または高度障がい保険金の請求を受け、死亡保険金または高度障がい保険金支払われるとき。
・死亡保険金または高度障がい保険金が支払われた場合で、その支払後にその被保険者についてリビング・ニース特約の特約保険金の請求を受けたとき。
・その被保険者について、死亡保険金額の一部がすでにリビング・ニース特約の特約保険金として支払われたとき。

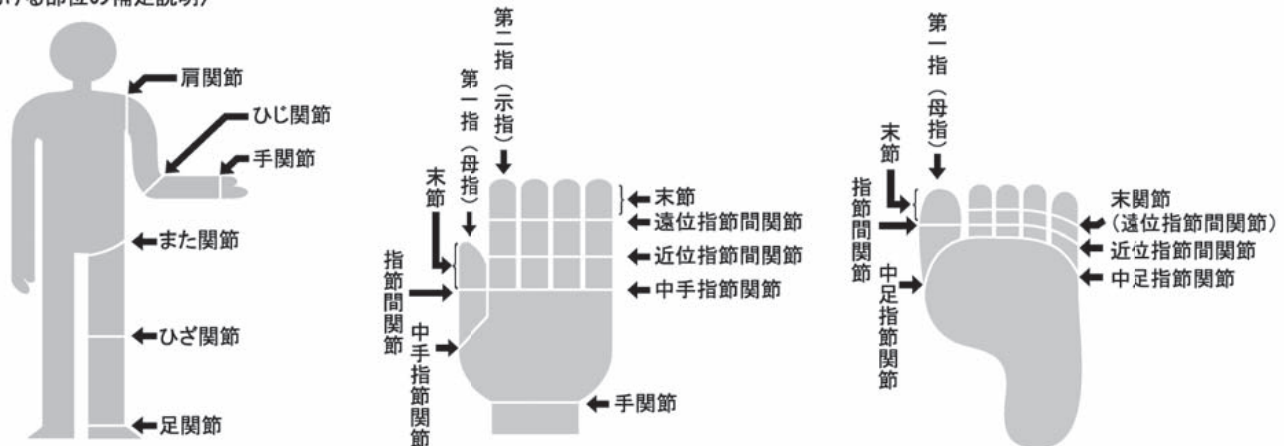
グループ保険～お支払い等に関する詳細について～

【新団体定期保険】

◆別表 給付割合表（災害保障特約の障がい給付金 給付割合表）◆

等級	身体障がい	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	10割
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障がいを生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15まで、または第4級の21から25までのいずれかの身体障がいを生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	7割
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障がいを永久に残すもの	5割
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障がいを永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障がいを永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	3割
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障がいを永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障がいを永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障がいを永久に残すもの	1.5割
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障がいを永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	1割

〈上表における部位の補足説明〉



医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～

【医療保障保険(団体型)】 〈ご加入のみなさまへ〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

◆あなたのご契約内容が登録されます。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せいただくことができます。

【登録事項】

- | | |
|---------------------------|---|
| ①被保険者の氏名、生年月日および性別 | ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名 |
| ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型)) | ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。) |
| ③治療給付率 | ⑦契約日 |
| ④入院給付金日額 | |

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 入院給付金のお支払いについて

◆保険期間中、被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、入院給付金をお支払いします。

お支払事由(支払限度※)	お支払額	受取人
継続して2日以上入院されたとき(1日目から) (1回の入院124日分 通算700日分限度)	〔その被保険者について定められた 入院給付金日額〕×入院日数	入院給付金受取人

配偶者や子どももご加入されている場合、それぞれ入院給付金をお支払いします。

*給付限度については、更新前後のお支払日数を通算します。

◆お支払いの対象となる入院について

被保険者が、次のすべての条件を満たす入院をされたときに、入院給付金をお支払いします。

入院の条件	注意事項
その被保険者についての加入(増額)日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること	被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
傷害または疾病の治療を目的とする入院であること 医師(引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることをいいます。	治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。
同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数が、継続して2日以上となったこと	
病院または診療所における入院であること ※「病院または診療所」とは、右記の①②のいずれかに該当するものをいいます。	①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、引受保険会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。) ②①と同等と引受保険会社が認めた日本国外にある医療施設

医療保障保険～お支払い等に関する詳細について～

【医療保障保険(団体型)】 〈ご加入のみなさへ〉

◆入院給付金のお支払いに関するその他の事項

2回以上入院された場合	入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった「不慮の事故による傷害または疾病」が、同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。 ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。 (注)「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとそれの転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。
1つの入院の原因が複数である場合	入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。 ①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたときもしくは併発したとき ②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき
転入院または再入院された場合	転入院または再入院をされた場合には、転入院または再入院を証明する書類があり、かつ、引受保険会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。
入院中に入院給付金日額の変更があった場合	入院中に入院給付金日額の変更があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の各日現在の入院給付金日額に基づいて計算します。
入院中に保険期間が満了した場合	入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
分娩による入院	分娩のための入院は、引受保険会社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

Ⅲ. 入院給付金をお支払いできない場合について

◆次のような場合には、入院給付金のお支払いはできません。

- (1) 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
・その被保険者の犯罪行為によるとき
・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき(注3)
(注1) 家族特約に加入されている配偶者・子どもが、その主契約の被保険者(入院給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、入院給付金のお支払いはできません。
(注2) 「薬物依存」とは、1994年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。
(注3) 支払事由に該当された被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、引受保険会社は、その程度に応じ、入院給付金の全額をお支払いし、またはその金額を削減してお支払いすることがあります。
- (2) 入院の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
※ただし、加入(増額)日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- (4) 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (5) 保険契約者または被保険者が入院給付金を不法に取得する目的もしくは他人に入院給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
- (6) 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき
- (7) 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した入院給付金の支払事由については、入院給付金をお支払いしません。)
① 保険契約者、被保険者または入院給付金受取人が、入院給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
② この保険契約の入院給付金の請求に関し、入院給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
③ 保険契約者、被保険者または入院給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または入院給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (8) 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき
(注) 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合、配偶者・子どもも自動的に脱退となります。家族特約に加入されている配偶者・子どもが、更新日において加入資格を欠いている場合には、その更新日の前日に脱退となります。

Ⅳ. 入院給付金のご請求について

- 入院給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
○請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を經由して当社へご提出ください。

◆請求書類は、次のとおりです。

必要書類	
(ア) 当社所定の入院給付金請求書	(※1) 入院給付金を請求する場合は、以下の①～③すべてに該当する場合、「入院内容報告書」および入院を証明する書類の写し(領収書の写し等)の提出をもって「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」を省略することができます。
(イ) 〈国内で入院のとき〉 ・当社所定の「入院・手術・3大疾病等診断書(証明書)」 〈海外で入院のとき〉 ・「入院・手術等診断書(証明書)(海外用)」(診断書の和訳文も添付願います。)	①入院日数が30日以下または給付金支払額が10万円以下であること ②請求時にすでに退院していること ③疾病による入院の場合、被保険者の加入(増額)日から2年を経過した後に入院を開始していること
(ウ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類	(※2) ご請求内容によっては、左記以外の書類の提出をお願いすること、または左記書類の一部を省略することがあります。 〔ご注意〕 ・支払事由発生時から3年間をすぎますと、入院給付金のご請求権はなくなります。 ・給付金のご請求内容等の確認のため、当社職員または当社で委託した者が、契約者・被保険者・給付金の受取人・被保険者を診療した医師等に、病状や診療状況等を照会・確認させていただくことがあります。(上記照会・確認を妨げたり応じなかったときは、当社はその間は給付金をお支払いできません。)

Ⅴ. 法令等の改正に伴う変更について

- 公的医療保険制度の改正が行われた場合には、引受保険会社は、主務官庁の認可を得て、保険料その他この保険契約の内容を変更することがあります。

Ⅵ. 当社からのお願い

- 被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を經由して当社へお知らせください。
○ご加入の内容等のお問合せやご相談は、団体もしくは引受保険会社にお申し出ください。

介護保障保険～お支払い等に関する詳細について～
【団体生活介護保険】

団体生活介護保険について

●保険金のお支払事由

被保険者が加入（増額）日以後の病気やケガによって、保険期間中につぎのいずれかに該当された場合、生活介護保険金をお支払いします。

- ①引受保険会社所定の要生活介護状態に該当し、その状態が該当した日から起算して継続して180日あることを医師により診断確定されたとき
- ②介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく公的介護保険制度の「要介護2以上」（※）に該当していると認定されたとき
※平成11年4月30日 厚生省令第58号第1条第1項に定める要介護2から要介護5までのいずれかの状態

＜生活介護保険金のお支払いに関する留意事項＞

- ①要生活介護状態に該当し、その日から起算して180日以内に脱退（特約の場合は、消滅）した場合でも、180日を経過するまで保険期間中とみなして、生活介護保険金をお支払いします。
- ②被保険者が生活介護保険金を請求できない特別な事情があるときは、引受保険会社の承諾を得ることにより、その被保険者の代理人が生活介護保険金を請求することができます。

【別表】引受保険会社所定の要生活介護状態

引受保険会社所定の要生活介護状態とは、つぎのいずれかに該当した場合をいいます。

- （1）下表の項目の1から5のうち2項目が全部介助または一部介助の状態に該当したとき
- （2）器質性認知症、かつ、意識障害のない状態において見当識障害があると診断確定されたとき
＊器質性認知症、意識障害、見当識障害の詳細は約款に記載されています。

項 目	状 態
1. 歩行 （立った状態から、日常生活を遂行するうえで必要な歩行ができるかどうか）	（1）全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。何かにつかまっても、誰かに支えてもらっても不可能な場合で、車椅子を使用しなければならない状態。寝たきりの場合を含みます。 （2）一部介助：補装具等を使用しても介助がなければ困難 （3）ほぼ自立：補装具等を使用すれば自分で行える。 （4）自 立：自分でできる。
2. 衣服の着脱 （眼前に用意された衣服を着ることができ、かつ、脱ぐことができるかどうか。収納場所からの出し入れ等は含みません。）	（1）全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 （2）一部介助：衣服を工夫しても介助がなければ困難 （3）ほぼ自立：衣服を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 （4）自 立：自分でできる。
3. 入浴 （浴槽の出入りおよび洗身ができるかどうか。浴室への移動や衣服の着脱等は含みません。）	（1）全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。 （2）一部介助：浴槽などを工夫しても介助がなければ困難 （3）ほぼ自立：浴槽などを工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 （4）自 立：自分でできる。
4. 食物の摂取 （眼前に用意された食物を食べることができるかどうか。配膳や後かたづけ等は含みません。）	（1）全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。スプーン・フィーディング、経管栄養、胃瘻または中心静脈栄養等の場合を含みます。 （2）一部介助：食器・食物等を工夫しても介助がなければ困難。切る、ほぐす、皮を剥く、骨をとる等の介助が必要な場合を含みます。 （3）ほぼ自立：食器・食物等を工夫すれば自分でできる。補装具等を使用している場合を含みます。 （4）自 立：自分でできる。
5. 排泄 （排泄および排泄後の後始末ができるかどうか。トイレへの移動や衣服の着脱等は含みません。）	（1）全部介助：介助がなければ自分ではまったくできない。排泄を常時おむつに依存している場合を含みます。 （2）一部介助：特別の器具を使用しても身体に触れて行う直接的な介助がなければ困難 （3）ほぼ自立：特別の器具を使用すれば自分でできる。使用した特別の器具の後始末などの間接的な援助が必要な場合を含みます。 （4）自 立：自分でできる。

●保険金のお支払制限

保険金の支払事由に該当し保険金が支払われた場合には、保障は消滅します。

●法令等の改正に伴う変更

公的介護保険制度の改正が行われた場合でとくに必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、生活介護保険金の支払事由を変更することがあります。

Memo

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～
【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】＜傷害補償(MS&AD型)＞

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

1. 被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
- ※「急激かつ偶然な外来の事故」は、突発的に発生し、予知されない出来事で、傷害の原因が身体の外からの作用による事故を指します。
 - ※「急激かつ偶然な外来の事故」の要件を欠く傷害には、靴ずれ、しもやけ、日焼け、各種職業病があります。
 - ※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
2. 傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容は次のとおりです。
- （注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- （注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- （注）「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車を含みます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩ 上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 など (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて180日を超えて治療中である場合は、181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定します。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合（4%～100%） ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院した場合	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の支払対象期間（180日）内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券記載の傷害入院保険金の支払限度日数（180日）が限度となります。	
傷害手術保険金 ※「傷害手術保険金の支払条件変更（手術別表規定型）特約」セット	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間（180日）内に約款所定の手術を受けた場合	1回の手術について次の額をお支払いします。 傷害入院保険金日額 × 手術の種類に応じた倍率（10倍、20倍、40倍） ※ 1事故に基づく傷害に対して同時に2以上の手術を受けた場合は、そのうち最も高い倍率とします。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。	(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車等を用いて道路上で競技等（※2）をしている間」を除きます） イ. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）を行うこ
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、通院（往診を含みます）した場合	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の支払対象期間（180日）内の通院を対象とし、1事故につき、保	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	※ 通院とは、病院・診療所に通い、または往診・訪問診療により、治療を受けることをいい、オンライン診療（※）による診察を含みます。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。 （※）オンライン診療とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表におけるオンライン診療料の算定対象となる診療行為をいいます。	険証券記載の傷害通院保険金の支払限度日数（90日）が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位のケガによりその部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	とを目的とする場所において、競技等（※2）に準ずる方法・態様により、乗用具（※1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※2）に準ずる方法・態様により、自動車等を使用している間」を除きます） ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等（※2）をしている間または競技等（※2）に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間 ③ 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下のボルダリングは含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （※1）乗用具とは、自動車等またはモーターボート等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行（これらのための練習を含みます）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦）をいいます。

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券記載の期間（180日）をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間（0日）と支払対象期間（180日）の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合			
○手術 ▼	×手術 ▼	○手術 ▼	
10月1日	10月10日	10月25日	・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償条件に関する特約

傷害補償(MS&AD型)特約の補償条件を拡大する特約は下記のとおりです。

特約名	概要
熱中症危険補償特約	被保険者が急激かつ外来による日射または熱射によってその身体に障害を被った場合についても、傷害後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金または傷害通院保険金をお支払いする特約です。 ※ 被保険者の死亡については対象外となります。

【ご注意】

- ① 保険金支払対象外の身体の障害の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- ② 既往の障害・疾病の影響や、被保険者が治療を怠ったことを原因として、ケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
- ③ 実際に通院をしなくても、以下の場合は、通院したものとみなし傷害通院保険金をお支払いします。
次の部位に骨折、脱臼、靱帯損傷等の傷害を被り、固定するために医師の指示によりギブス等を常時装着したとき
《部 位》
(1) 長管骨（約款に記載）または脊柱
(2) 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギブス等（注）の固定具を装着した場合に限りです。
(3) 肋骨、胸骨。ただし、体幹部にギブス等（注）を装着した場合に限りです。
（注）ギブス等とは、ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。
- ④ 年間保険料の払込みを完了前に、傷害死亡保険金・傷害後遺障害保険金を全額お支払いすべき事故が発生した場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- ⑤ 傷害死亡保険金受取人は法定相続人となります。傷害死亡保険金受取人を指定する場合はご加入内容の変更となり改めて手続きが必要です。団体窓口までお申し出ください。
- ⑥ 記載以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。
- ⑦ 申込書兼告知書記載事項（他保険加入状況等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ⑧ 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記入していただきます。正しく記入していただかなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～
【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

その他の費用の補償

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。
補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります、保険料が無駄になることがあります。
補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。
※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■その他の費用等に関する特約の補償内容　＜ご自身に対する補償に関するもの＞

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1
携行品損害補償特約		○
救援者費用等補償特約	保険契約者、救援対象者※2および救援対象者※2の配偶者※3・親族※4	
キャンセル費用補償特約		○

※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。

※3 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。

※4 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

(注)「保険金をお支払いする場合」、「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約	携行品損害保険金	被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（携行品）に損害が発生した場合	損害の額(※1)－ 免責金額(※2) (3,000円)	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者、保険金受取人または被保険者と同居する親族※1の故意または重大な過失 ②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 ⑧携行品の欠陥 ⑨携行品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑩携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であって、携行品ごとにその携行品が有する機能の喪失
補償重複		＜補償対象外となる主な携行品＞ ①預金証書または貯金証書（通帳、キャッシュカードを含みます）、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカード、電子マネーその他これらに類する物 ②船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます）、航空機、自動車等、雪上オートバイおよびゴーカートならびにこれらの付属品 ③自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィンおよびラジコン模型ならびにこれらの付属品 ④義歯、義肢その他これらに類する物 ⑤動物および植物 ⑥テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ（市販されていないもの）その他これらに類する物 ⑦眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、携帯電話・PHS・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品など (注) 乗車券等、定期券、通貨および小切手、印章については補償対象となります。	①下記②、③以外の携行品 ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の再調達価額(※3)をいいます。 イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、「修理費」から「修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額」を差し引いた額(※4)とし、再調達価額(※3)を限度とします。 ②貴金属、宝玉石、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻物その他美術品 ア. 携行品の損傷を修理できない場合は、携行品の保険の価額(その携行品と同等と認められる物の市場流通価額)をいいます。 イ. 携行品の損傷を修理できる場合は、次の額(※4)とし、保険の価額(その携行品と同等と認められる物の市場流通価額)を限度とします。 修理によって携行品の価額が増加した場合はその増加額 修理費－ 修理に伴って発生した残存物がある場合はその価額 ③乗車券等 乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用(※4) (※2) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 (※3) 再調達価額とは、損害が発生した時の発生した場所における携行品と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。 (※4) 損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含みます。 ※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 ※ 保険金をお支払いする損害の額は、	

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		※「携行品損害補償特約の保険の対象の追加に関する特約」セットにより、次の①・②は保険の対象となります。 ①株券、手形その他の有価証券、印紙、切手その他これらに類する物 ②稿本、設計書、図案、証書（運転免許証、パスポートを含みます）、帳簿、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、き章、免許状その他これらに類する物。ただし、印章については、保険の対象に含まれます。	1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨・小切手は合計5万円）が限度となります。 ※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのある他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合または再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金または共済金を支払う旨取決めのない他の保険契約等の場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われたまたは支払われるべき保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	または低下を伴わないもの ⑪偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電気的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。 ⑫携行品である液体の流出。ただし、他の携行品に発生した損害を含みません。 ⑬携行品の置き忘れ・紛失 など ※1 親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
救援者費用等補償特約	救援者費用等保険金	救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったことが警察等の公の機関により確認された場合 ③救援対象者が、急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合	＜救援者費用等＞ 被保険者が負担した次の費用をいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費（救援者2名分・1往復分限度） ③宿泊料（救援者2名分・1名につき14日分限度） ④救援対象者の移送・移転費用 ⑤諸雑費（日本国内3万円限度、国外20万円限度） ※ 社会通念上妥当な部分で、かつ、「保険金をお支払いする場合」のいずれかと同等の他の事故に対して通常負担する費用相当額（この特約に加入していなければ発生しなかった費用は含みません）をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※)の合計額が、費用の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※) ・他の保険契約等から保険金または	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦救援対象者に対する刑の執行 ⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～
【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

特 約 名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			共済金を支払われた場合は、費用の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※)を限度とします。 (※) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫救援対象者が山岳登はん（ビックル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5 m以下であるボルダリングを含みません）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
キャンセル費用補償特約 補償重複	キャンセル保険金	被保険者、被保険者の配偶者または被保険者の1親等内の親族が死亡または入院したため、予約していた特定のサービスを受けられなくなり、被保険者またはその法定相続人がキャンセル費用を負担したことによって損害を被った場合 ＜特定のサービスの範囲＞ 業として有償で提供される次のサービスに限り、 ①旅行契約に基づくサービス ②旅館、ホテル等の宿泊施設の提供およびそれに付帯するサービス ③航空機、船舶、自動車、鉄道等による旅客の輸送 ④宴会、パーティの用に供する施設の提供およびそれに付帯するサービス ⑤運動、教養等の趣味の指導、教授または施設の提供 ⑥演劇、音楽、美術、映画等の公演、上映、展示、興行 ※ 特定のサービスを予約した後、そのサービスの提供を受ける前にキャンセル事由が発生した場合に限り、保険金をお支払いします。 ＜キャンセル費用＞ サービスの全部または一部の提供を受けられない場合に、取消料、違約料その他の名目において、そのサービスに係る契約に基づき、払戻しを受けられない費用または支払を要する費用をいい、被保険者に対して提供されるサービスに係る費用に限り、 ただし、被保険者に同行するその配偶者も同時にサービスの提供を受けられなくなった場合は、配偶者に対して提供されるサービスに	キャンセル費用の額 － 免責金額(※) (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいい、1事故につき1,000円またはキャンセル費用の額の20%相当額のいずれか高い額となります。 ※ 保険期間を通じ、キャンセル費用保険金額が限度となります。 ※ 第三者からの損害賠償金等の回収金がある場合は、その額を差し引いてお支払いします。 ※ 保険金または共済金を支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、費用の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金を支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・他の保険契約等から保険金または共済金を支払われた場合は、費用の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 費用の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	(1) 特定のサービスが、被保険者の職務遂行に係るものである場合には、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用 ④被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ⑤妊娠、出産、早産または流産による入院 ⑥むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※1 ⑦戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動※2 ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑨核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑩上記⑨以外の放射線照射または放射能汚染 (3) 特定のサービスの予約日・提供日が明確でない場合は保険金をお支払いできません。 など

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2024年10月承認) A24-102444

特 約 名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		係る費用を含みます。 また、被保険者の死亡によるキャンセル以外は、キャンセル事由が発生した日（死亡の日または入院を開始した日）から31日以内に提供されるサービスに対するキャンセル費用に限り、 ※1 自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※2 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。		

■その他の費用等に関する特約の補償内容 ＜相手に対する補償に関するもの＞

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意	
補償重複マークがある特約をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。 補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。 ※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。	

1. 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
2. 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。また、被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者※2	親族※3
特約				
日常生活賠償特約		○	○	○
レンタル用品賠償責任補償特約		○	○	○

- ※1 加入者証に被保険者として記載された方をいいます。
※2 配偶者とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4または「別居の未婚※5の子」をいいます。
※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

(注)「保険金をお支払いできない主な場合」において、「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。

特 約 名	保険金 の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
日常生活賠償特約 補償重複	日常生活賠償保険金	「日本国内外において発生した次の①または②の事故により、被保険者が他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」、または「日本国内において発生した次の①または②の事故により、被保険者が電車等(※)の運行不能について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合」 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 (※)電車等とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いす付リフト、ガイドウェイバスをいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等の遊戯施設、座席装置のないリフト等を含みません。 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みま	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 免責金額(※)(0円) (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。 ※ 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受け、かつ、次のいずれかの場合は、引受保険会社による示談交渉はできません。 ①被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合 ②損害賠償請求権者が、引受保険会社と直接、折衝することに同意しない場合	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤上記④以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の業務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に從事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤被保険者と第三者との間に損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2024年10月承認) A24-102444

総合レジャー補償～お支払い等に関する詳細について～
【傷害補償(MS&AD型)特約セット団体総合生活補償保険】

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		す。	③正当な理由がなく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ④日本国外で発生した事故の場合または被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 ※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	害賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物につき正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任※3 ⑦被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者による暴行等または被保険者の指図による暴行等に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶・車両（原動力が専ら人力であるものおよびゴルフカート等を除きます）、銃器（空気銃を除きます）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩罰金、違約金または懲罰的賠償額に対する損害賠償責任 など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。 ※3 レンタル用品やゴルフ場のゴルフカートなど、他人から借りたり預かった物の損壊或使用不能に対する損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては保険金をお支払いできません。
レンタル用品賠償責任補償特約 補償重複	レンタル用品賠償責任保険金	被保険者が自ら使用する目的で日本国内において賃借したレンタル用品が損壊したことまたは盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ※ レンタル用品は、レンタル期間が6か月以内の物に限ります（不動産に付随してレンタルされた物を除きます）。 ＜補償対象外となる主なレンタル用品＞ ①通貨、預貯金証券、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ②貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物 ③自動車、原動機付自転車、船舶、航空機 ④銃砲、刀剣その他これらに類する物 ⑤被保険者が山岳登はん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません）、職務以外の航空機操縦、スカイダイビ	被保険者がレンタル業者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 被保険者がレンタル業者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 免責金額(※) (※) 免責金額とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいい、1事故につき3,000円またはその損害賠償金の20%相当額のいずれか高い額となります。 ※ 保険期間を通じ、レンタル用品賠償責任保険金額が限度となります。 ※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 ※ 被保険者がレンタル業者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(※1)の合計額が、損害の額(※2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(※1) ・ 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(※2)から他の保険契約等から支払われた保	(1) 次のいずれかに該当する間のレンタル用品の損壊または盗難については、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務の用に供されている間 ②被保険者以外の方に転貸されている間 (2) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または法定代理人の故意 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間 ウ、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④レンタル用品について、通常必要とされる取扱以上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任 ⑤被保険者に引き渡される以前からレンタル用品に存在した欠陥 ⑥レンタル用品の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等 ⑦偶然な外来の事故に直接起因しな

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2024年10月承認) A24-102444

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		ング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具 ⑥動物、植物等の生物 など	険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(※1)を限度とします。 (※1) 支払責任額とは、他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (※2) 損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	いレンタル用品の電氣的事故・機械的事故 ⑧レンタル用品の置き忘れまたは紛失 ⑨戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※ ⑩地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑪核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑫上記⑪以外の放射線照射または放射能汚染 ⑬差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。 (3) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者とレンタル業者との間の約定によって加重された損害賠償責任 ②レンタル用品をレンタル業者に返還した後に発見されたレンタル用品の損壊または盗難に起因する損害賠償責任 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。

- ・盗難によるご請求をされるときは、警察への盗難届が必要となります。
- ・更改契約の場合には、家族構成など被保険者の範囲に変更がないかをご確認ください。
- ・上記以外にも「保険金をお支払いできない場合」があります。詳細につきましては、団体（保険契約者）、取扱代理店もしくは引受保険会社までご確認ください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

(2024年10月承認) A24-102444

長期療養収入補償制度～お支払い等に関する詳細について～
【精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険】

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書（協定書）（以下、「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。
※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者に交付されます。

■普通保険約款の補償内容

＜ご注意＞	
被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。	
補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、 <u>いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。</u>	
補償内容の差異や保険金額等を確認し、 <u>契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。</u>	
※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、 <u>補償がなくなることがありますのでご注意ください。</u>	

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 支払基礎所得額 × 所得喪失率 × 約定給付率（100%） ※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。 ※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。 ※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 ※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 ※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（＊）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（＊） ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（＊）を限度とします。 （＊）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。	(1) 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2) 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害 ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※2 ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※3 ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害 ⑫発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害※4 など ※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 ※3 「精神障害補償特約」がセットされた場合、下表の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そう）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 ※4 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		す。

精神障害補償特約	対象となる精神障害とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、次の分類番号のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年度版）準拠」によります。		
	(1) F04～F09 ・F04 器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの ・F05 せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの ・F06 脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害 ・F07 脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害 ・F09 詳細不明の器質性又は症状性精神障害 (2) F20～F51 ・F20 統合失調症 ・F21 統合失調症型障害 ・F22 持続性妄想性障害 ・F23 急性一過性精神病性障害 ・F24 感応性妄想性障害 ・F25 統合失調感情障害 ・F28 その他の非器質性精神病性障害 ・F29 詳細不明の非器質性精神病 ・F30～F39 気分[感情]障害（うつ病等） ・F40 恐怖症性不安障害 ・F41 その他の不安障害 ・F42 強迫性障害<強迫神経症> (3) F53～F54 ・F53産じょくに関連した精神及び行動の障害、他に分類されないもの ・F54他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因 (4) F59～F63 ・F59生理的障害及び身体的要因に関連した詳細不明の行動症候群 ・F61混合性及びその他の人格障害 ・F63習慣及び衝動の障害 ・F60特定の人格障害 ・F62持続的人格変化、脳損傷及び脳疾患によらないもの (5) F68～F69その他・詳細不明の成人の人格及び行動の障害 (6) F84～F89 ・F84広汎性発達障害 ・F88その他の心理的発達障害 ・F89詳細不明の心理的発達障害 (7) F91～F92 ・F91行為障害 ・F92行為及び情緒の混合性障害 (8) F95チック障害 (9) F99精神障害、詳細不明		

- 保険期間の開始時（注）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合は、保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。
※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間の開始時（注）よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、始期前治療について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、お申し出いただけなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、お申し出いただけなかった事実、またはお申し出いただいた内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書の記載事項（生年月日・他保険加入状況等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

＜用語の説明＞	
【回復所得額】とは	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
【最高保険金支払月額】とは	1 被保険者について、1 か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
【支払基礎所得額】とは	保険金の算出の基礎となる額をいい、 1口あたり保険金額 × 加入口数 によって算出した額となります。
【所得】とは	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
【所得喪失率】とは	次の算式によって算出された割合をいいます。
割合 = 1 - $\frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$	
ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。	
【就業障害】とは	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。 てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

長期療養収入補償制度～お支払い等に関する詳細について～

【精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険】

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
「精神障害補償特約」による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数（通算7日）を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。

【平均月間所得額】とは

被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{(\text{年間収入額※1}) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額※2})}{12(\text{か月})}$$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは

保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

制度運営および引受保険会社

- グループ保険・医療保障保険制度は宮崎県学校生活協同組合が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付リビング・ニーズ特約付（指定代理請求人による特約保険金の請求に関する特則付）新団体定期保険契約および短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）契約に基づいて運営します。
- この新団体定期保険契約および医療保障保険（団体型）契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者（被保険者）の加入保険金額・給付金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合（2024年7月3日現在）に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。
<引受保険会社>
日本生命保険相互会社(66.8%)【事務幹事会社】 太陽生命保険株式会社(33.2%)

- 介護保障保険制度は宮崎県学校生活協同組合が生命保険会社と締結した生活介護保険特約（親型）・年金払特約付団体生活介護保険契約に基づいて運営します。
「パンフレット」「特に重要なお知らせ」は団体生活介護保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営します。
<引受保険会社>
太陽生命保険株式会社

- 総合レジャー補償・長期療養収入補償制度は宮崎県学校生活協同組合が損害保険会社と更新時点の約款に基づき締結した傷害補償（MS&AD型）特約セット団体総合生活補償保険契約および精神障害補償特約セット団体長期障害所得補償保険契約に基づいて運営します。
- 総合レジャー補償および長期療養収入補償制度は2社による共同保険契約であり、各引受保険会社は分担割合に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。引受幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務を行っております。なお、2024年度の引受保険会社・分担割合（2024年10月現在）は以下のとおりです。ただし、実際に引受けを行う保険会社、およびその分担割合は変更になる可能性があります。これらに係る確定内容を知りたい場合には、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
<引受保険会社>
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社(70%)【幹事保険会社】 損害保険ジャパン株式会社(30%)

個人情報の取扱いに関するお知らせ

<個人情報の取扱いに関する宮崎県学校生活協同組合と引受生命保険会社からのお知らせ>

- 新団体定期保険契約および医療保障保険（団体型）契約は、宮崎県学校生活協同組合（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とする企業保険です。
そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体（宮崎県高等学校教職員組合を含みます。以下同じ。）は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社（共同引受会社を含みます。以下同じ。）へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体および他の引受保険会社等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報の変更後の引受保険会社へ提供されます。
- （注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。
- ～死亡保険金受取人および指定代理請求人の個人情報の取扱いについて～
指定された死亡保険金受取人および指定代理請求人（以下、「受取人および代理人」といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人および代理人にその旨を説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。
個人情報の取扱いについての詳細は、日本生命保険相互会社のホームページ（<https://www.nissay.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

<個人情報の取扱いに関する宮崎県学校生活協同組合と引受保険会社からのお知らせ>

団体生活介護保険契約の運営にあたっては、宮崎県学校生活協同組合（宮崎県高等学校教職員組合を含みます。）（以下、団体といいます。）は加入対象者（被保険者）の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）〔以下、個人情報〕を取扱い、団体が保険契約を締結する生命保険会社へ提出いたします。

団体は、当保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。

生命保険会社は受領した個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用（注）いたします。

①各種保険契約の引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
②関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
③生命保険会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
④その他保険に関連・付随する業務

また、団体に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

個人情報の取扱いについての詳細は、太陽生命保険株式会社のホームページ（<https://www.taiyo-seimei.co.jp/>）をご覧ください。

<個人情報の取扱いに関する宮崎県学校生活協同組合と引受損害保険会社からのお知らせ>

団体総合生活補償保険（MS&AD型）および団体長期障害所得補償保険の契約に関する個人情報について、宮崎県学校生活協同組合（宮崎県高等学校教職員組合を含みます。以下同じ。）または各引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>）および各引受保険会社のホームページをご覧ください。

制度内容の変更

- 宮崎県学校生活協同組合の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

<「障がい」の表記>

- グループ保険・医療保障保険では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。

～各制度のお取り扱いについて～

保険期間

掛金の払込み

継続加入のお取扱い

申込み

受取人

全制度共通

- 保険期間は効力発生日～2026年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失われた場合には、喪失した月の末日（グループ保険のボーナス払部分は翌ボーナス払掛金の払込期月（7月・1月）の前月末日）までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。※詳細につきましては、右記の「この保険契約から脱退いただく場合」を必ずご確認ください。

全制度共通

- 毎月の給与から控除します。（第1回目は2025年6月給与から）
 - グループ保険のボーナス払掛金はボーナスから控除します。（第1回目は2025年6月ボーナスから）
- ※義務制は6月・12月分の月払掛金をボーナスから控除します。

グループ保険・医療保障保険

- ご加入後に病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

介護保障保険

- 一旦加入すれば、その後病気になられても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。

総合レジャー補償

- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

長期療養収入補償制度

- ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満65歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

全制度共通

- 年1回、新規加入・増額ができます。※ただし、長期療養収入補償制度のコース変更は50歳以上の方のみ対象になります。

グループ保険

- 本人の死亡保険金・災害保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金・災害保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金・給付金受取人は被保険者ご自身、子どもの死亡保険金・高度障がい保険金・災害保険金・給付金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金受取人は、被保険者本人です。ただし、被保険者が特約保険金をご請求できない場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を經由してご請求できます。＜代理請求できる場合＞○保険金の受取人が保険金をご請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。
 - ・保険金のご請求の意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
 - ・引受保険会社が認める傷病名を知らされていない場合
 - ・その他保険金をご請求できない特別な事情があると引受保険会社が認めた場合
 ＜指定代理請求人の範囲＞○以下の範囲内で1名を指定代理請求人に指定できます。
 - ①被保険者と次の関係にある人
 - (ア)戸籍上の配偶者
 - (イ)直系血族
 - (ウ)兄弟姉妹
 - (エ)前(イ)(ウ)のほか、同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - ②上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人
 - (オ)同居または生計を一にしている人
 - (カ)財産管理を行っている人
 - (キ)死亡保険金受取人
 - (ク)その他前(オ)～(キ)まで掲げると同等の関係にある人

なお、保険金のご請求時においても、この範囲内であることを要します。＜その他ご注意事項＞

- 被保険者は、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更できます。
- 被保険者は、指定代理請求人を指定されている場合、お支払事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。
- 指定代理請求人による高度障がい保険金のご請求はできません。
- 本人（主たる被保険者）が指定代理請求人を指定された場合は、配偶者についても同時に指定されたものとし、その場合の指定代理請求人は、本人（主たる被保険者）となります。
- 指定代理請求人として保険金をご請求できない場合があります。故意に保険金の支払事由を生じさせた方、または故意に保険金の受取人をご請求できない状態にした方は、指定代理請求人として保険金をご請求できません。
- 保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金をご請求されてもお支払いできません。

医療保障保険

- 本人・配偶者・子どもの入院給付金受取人は本人（主たる被保険者）です。

介護保障保険

- 本人・配偶者・親の生活介護保険金の受取人は、被保険者本人です。

総合レジャー補償

- 傷害による死亡保険金受取人は被保険者の法定相続人となります。
- 救済費用等保険金の受取人は保険契約者・被保険者・配偶者または被保険者の親族で費用負担者となります。
- その他保険金の受取人については、被保険者ご自身となります。

長期療養収入補償制度

- 保険金の受取人については、被保険者ご自身となります。

グループ保険

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。（脱退手続きをお願いします。）（ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。）
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日、主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約の特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日
 - ②配偶者が加入資格を失われた日（脱退手続きをお願いします。）
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日（2026年6月30日）（脱退手続きをお願いします。）
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。（例えば、3月分掛金＜2月給与から控除済＞を払込みいただいている場合、月払の掛金に相当する保障の終了日は3月31日となります。なお、ボーナス払併用コースの12月ボーナス控除掛金を払込みいただいている場合、ボーナス払の掛金に相当する保障の終了日は6月30日となります。）
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

医療保障保険

- 本人（主たる被保険者）が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。（脱退手続きをお願いします。）（ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。）
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者・子どもは次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②更新日に配偶者、または子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日（2026年6月30日）（脱退手続きをお願いします。）

この保険契約から脱退いただく場合

- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金＜2月給与から控除済＞を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

介護保障保険

- 被保険者（本人・配偶者・親）が加入資格を喪失された場合には、制度から脱退となります。（脱退手続きをお願いします。）（ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。）
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者・親（配偶者の親を含む）が加入されている場合、次の①または②の場合は、この保険契約から脱退となります。
 - ①本人が脱退・死亡されたとき、または本人に生活介護保険金が支払われたときは、配偶者・親（配偶者の親含む）も脱退となります。
 - ②配偶者が脱退・死亡されたとき、または配偶者に生活介護保険金が支払われたときは、配偶者の親も脱退となります。
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金＜2月給与から控除済＞を払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

総合レジャー補償・長期療養収入補償制度

- 本人が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中でであってもその日にこの保険契約から脱退となります。（脱退手続きをお願いします。）（ただし、退職時に、ご希望のある場合、組合員資格を継続されることを条件として継続加入いただくことができます。）
- 長期療養収入補償制度で退職者の方（再任用者は除く）は、脱退となります。
- この保険契約の補償終了日は、脱退となった日の属する月の保険料が払込まれた期間の末日となります。（例えば、3月24日に脱退された場合、3月分の保険料＜2月給与から控除済＞をお払込みいただき、3月31日が補償終了日となります。）
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

グループ保険・医療保障保険

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。
- グループ保険と医療保障保険は別々に収支計算を行います。

介護保障保険

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込掛金から配当金を控除した金額）が軽減されます。※脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

総合レジャー補償・長期療養収入補償制度

- 配当金はありません。

配当金

グループ保険

- 保険金・給付金請求の際、受取人の希望により、保険金・給付金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。年金払特約の対象は以下のとおりです。
 - ・死亡保険金
 - ・高度障がい保険金
 - ・災害保険金
 - ・障がい給付金（障がい等級1級の場合）
 ※子どもを被保険者とする保険金・給付金は対象外です。また、リビング・ニーズ特約の特約保険金についても対象外です。
 ※年金基金として設定する保険金・給付金が少額の場合、保険金・給付金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類	種 類	確定年金
	受取期間	5年、10年、15年、20年、25年
年金の型		逓増型 〔 年3%の単利 〕
年金受取り		以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り(6カ月ごと) ③年4回受取り(3カ月ごと)
年金受取開始日		以下のいずれかを選択 2月1日、5月1日 8月1日、11月1日
一括受取請求		年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。
年金受取人が死亡された場合		残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下の方法となります。
○年金の買増にあてる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】
・所定の利率（*）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。（*）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が12万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）
※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額36万円以上での設定が必要となります。

介護保障保険

- 生活介護保険金を年金として受取ることができます。また、年金での受取りにかえて一時金での受取りを選択することもできます。※親の生活介護保険金は一時金での受取りとなります。（年金払のお取扱いはできません。）

年金の種類	種 類	確定年金
	受取期間	5年、10年
年金の型		定額型
年金払いの対象となる保険金等		生活介護保険金の全部または一部を年金として支払います。なお、年金としてお受取りになる場合は、年金基金は300万円以上でお取扱いします。
年金受取人		①保険金の受取人（原則、被保険者本人）です。 ②年金支払開始後の受取人の変更はできません。 ③年金支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人に支払います。
受取方法		年4回3カ月分をご指定の口座に送金します。また、将来の年金のお受取りにかえて一括払の請求ができます。
年金支払開始日		年金基金設定日の翌々月1日となります。
変更の取扱		年金基金設定後、給付に関する変更は年金支払開始日前に限りです。

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】
・年金受取開始日後の配当金の受取方法は以下の方法となります。
○年金の買増にあてる方法

保険金・給付金の年金受取り（遺族年金・介護年金）

～各制度のお取り扱いについて～

グループ保険

<掛金>

●主契約および子ども特約の実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般生命保険料控除の対象です。制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、(子ども)災害保障特約の実質掛金は、生命保険料控除の対象外となります。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/>)

※一般生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当グループ保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

<保険金>

●死亡保険金・災害保険金

《本人》
相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額)に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

《配偶者・子ども》
本人(主たる被保険者)が受取人の場合、死亡保険金・災害保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。

●高度障がい保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

●リビング・ニーズ特約の特約保険金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

※特約保険金をお受取り後、受取人(被保険者)が死亡した場合、受取った保険金に残余があれば、その部分は相続財産として相続税の課税対象となります。

<給付金>

●障がい給付金・入院給付金

被保険者が受取人の場合、非課税です。

<保険金・給付金の年金受取り>

●年金

(公的年金等以外の)雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額=(年金年額+年金開始後配当金)-必要経費※
※必要経費=年金年額 × $\frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$
(除配当金)

医療保障保険

<掛金>

●この保険契約には新生命保険料控除制度が適用され、実質掛金(掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。制度運営費については、介護医療保険料控除の対象ではありません。

※生命保険料控除に関する詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。

(<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokajo/>)

※介護医療保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。

※当医療保障保険以外に介護医療保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当医療保障保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

<給付金>

●入院給付金は、本人(主たる被保険者)が受取人の場合、非課税です。

介護保障保険

<掛金>

●実質保険料(年間払込掛金から制度運営費および配当金を控除した金額)は、介護医療保険料控除の対象です。(所得税法第76条、地方税法第34条第1項第5号・第314条の2第1項第5号)

<保険金>

●生活介護保険金は非課税です。

(所得税法施行令第30条第1号、所得税基本通達9-21)

◎2024年8月現在の税制

総合レジャー補償

- 傷害死亡保険金は相続税の対象となります。受取人が法定相続人の場合、本人死亡の受取保険金(法定相続人が受取った他の保険金等の受取金がある場合にはこれと合算した金額)については、「500万円×法定相続人数」の金額まで非課税となります。
- その他保険金は被保険者が受取人となりますので、非課税となります。

長期療養収入補償制度

- 払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
- 保険金は被保険者が受取人となりますので、非課税となります。

◎税務の取扱い等について、2024年7月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

税務上のお取り扱い

税務上のお取り扱い

お問合せの例

グループ保険

Q. 家族に迷惑をかけないように葬儀費用は自分で準備しようと思いますが、どれくらいの費用がかかりますか？

A. 葬儀費用の合計は平均191万円です。
※(株)ユニクエスト調べ

Q. 高度障がい状態とはどのような状態のことをいいますか？

A. 常に介護を要するもの、眼の障がい(視力障がい)、言語またはそしゃくの障がい、上・下肢の障がい等、引受保険会社所定の状態をいいます。保険金のお支払対象となる「高度障がい状態」については、1ページをご確認ください。

Q. 万一の場合、子どもの教育費も必要になりますが、どれくらいかかりますか？

A. こどもの教育費は、1人当たり約901万円かかると言われています。(標準コース(小学校～高校／公立、大学／私立文系とした場合) 大学自宅の場合)
(前提条件、出典元:パンフレット4ページ「こどもの教育費は？」同様)

Q. 退職した後も継続できますか？

A. 組合員資格を継続されることを条件として、退職後も継続加入できます。詳細は28ページをご確認ください。

医療保障保険

Q. 病気で3日間入院しました。給付金は支払われますか？

A. 病気やケガで継続して2日以上入院された場合、1日目からお支払いいたします。3日間入院された場合、入院給付金日額×3日分の入院給付金をお支払いします。保障内容に関する詳細や制限事項については、4～6ページをご確認ください。

Q. 配偶者が入院してしまったため、自己負担費用が心配です。例えば差額ベッド料はどれくらいかかりますか？

A. 差額ベッド料の入院時1日あたり平均負担額(推計)は6,620円です。
※特別の療養環境の提供に係る1日あたりの患者負担額(全体)
※厚生労働省
「2023年(令和5年)中央社会保険医療協議会総会(第548回)資料 主な選定療養に係る報告状況」

Q. こどもの入院が心配です。こどもも加入することができますか？

A. 本人が加入されている場合、こどもも加入することができます。なお、加入資格のあるこどもが2名以上いる場合、全員同一の保障額でご加入ください。こどもの加入資格については、パンフレット17ページをご確認ください。

Q. 50代になり、自分の健康が心配です。入院のリスクは高いのでしょうか？

A. 入院患者に占める50歳から59歳の方の割合は約7.8%です。また、入院患者の約9割が50歳以上の方であるため、医療費の備えが重要です。※厚生労働省「令和2年(2020) 患者調査の概況」

介護保障保険

Q. 介護状態になる原因はどのようなものがありますか？

A. 要介護（要支援）状態になる原因の約3割が「ある日突然型」です。
例えば、要介護状態となるリスクには、脳血管疾患（脳卒中）、骨折・転倒などがあります。

出典：厚生労働省「2022年国民生活基礎調査の概況」
をもとに太陽生命にて作成

Q. 親だけを加入させることはできますか？

A. 親だけの加入はできませんので、組合員本人と一緒に加入してください。
配偶者の親が加入する場合には、配偶者の方も加入してください。
すでに公的介護保険制度の要介護（要支援）の認定を受けている、または認定申請を行ったことがある場合は告知事項に該当するため、加入することができません。

Q. 実際に受け取るときには一時金と年金どちらを選択するとよいですか？

A. 下記を参考に、ご自身に合った受け取り方法を検討ください。
【一時金】 自宅のリフォーム代など、介護の初期費用に備えることができます。
【年金】 年金で受け取ることによって長期的にかかる介護費用に備えることができます。

総合レジャー補償

Q. スキーで骨折し、医師の指示によりギプスを装着しましたが、入院をせずに自宅療養となりました。保険金は支払われますか。

A. 長管骨または脊柱など、約款所定の部位を固定するために医師の指示により、取り外しができないギプス等を常時装着した時は、その日数について、通院をしたものとして傷害通院保険金を1日目より90日を限度にお支払いします。
「特に重要なお知らせ」10ページ【ご注意】③をご確認ください。

Q. 結婚しました。家族についての補償はありますか。

A. 配偶者がレンタル業者から借りたスーツケースを壊してしまった場合など、レンタル用品賠償責任保険金、日常生活賠償保険金、救済者費用等保険金はご本人だけでなく、ご家族も補償されます。
パンフレット13ページ記載の被保険者（補償の対象となる方）の範囲をご確認ください。

Q. こどもが夜道を無灯火の自転車で走っていて、横断歩道を横断中の歩行者と衝突。歩行者は脳挫傷等により3日後に死亡しました。高額となる賠償金を保険でカバーできますか。

A. 法律上の損害賠償責任が発生した場合には、日常生活賠償保険金から最高1億円までお支払いします。

Q. 骨折で入院し、治療後その日に自宅に帰りました。この場合、保険金は支払われますか。

A. 傷害入院保険金は日帰り入院からお支払いします。
「日帰り入院」とは、入院基本料などの支払いが必要となる入院で、入院日と退院日が同一の入院をいいます。

長期療養収入補償制度

Q. 仕事が忙しく悩み事も多く悲観的になり、その結果、うつ病と医師に診断されました。休職して治療に専念しようと思うのですが生活費に不安があります。

A. 【月額10万円コース】にご加入の場合
精神障害による就業障害の場合は、就業障害となった日から90日（免責期間）経過後、就業が可能になるまで、最長2年間毎月10万円をお支払いします。

Q. くも膜下出血で倒れ緊急入院、手術を行いました。意識障害が残り、しばらくは職場復帰が見込めない状態となりました。マイホームを購入したばかりでローンの返済に悩んでいます。

A. 【月額10万円コース】にご加入の場合
就業障害となった日から90日（免責期間）経過後、就業が可能になるまで、最長10年間毎月10万円をお支払いします。
※保険始期日時点の年齢が55歳～65歳の方は、最長3年間のお支払いとなります。

取扱内容

宮崎県学校生活協同組合・宮崎県高等学校教職員組合からのお知らせとお願い

- 掛金を宮崎県学校生活協同組合から控除させていただく方(義務制の学校・知事部局等にお勤めのみなさま)は、事務取扱窓口が宮崎県学校生活協同組合となります。
- 掛金を宮崎県高等学校教職員組合から控除させていただく方(県立学校にお勤めのみなさま)は、事務取扱窓口が宮崎県高等学校教職員組合となります。

* 給付請求・お問合せはそれぞれの事務取扱窓口までご連絡ください。(連絡先はパンフレット裏表紙をご覧ください。)

* 県立学校(義務制)から義務制(県立学校)に異動された場合

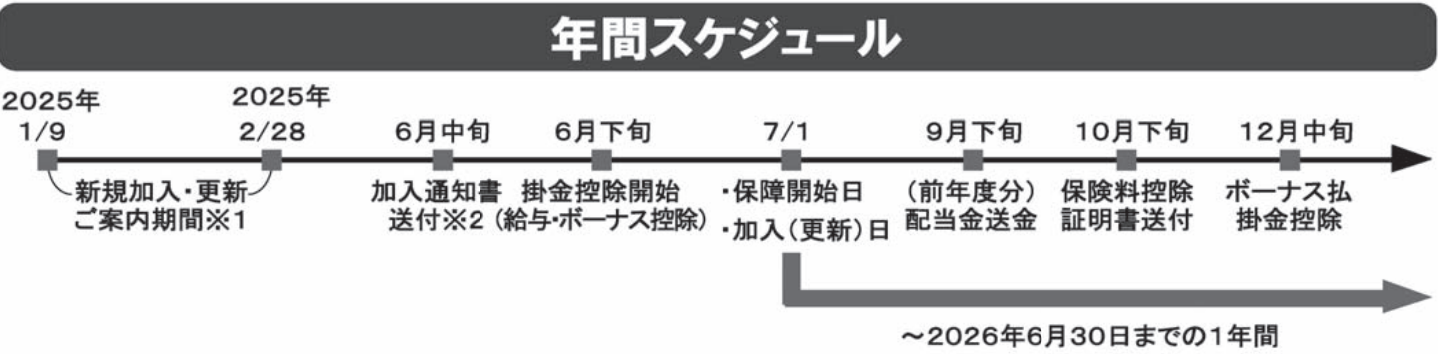
異動内容	異動後の事務取扱窓口と掛金の控除
県立学校から義務制に異動された場合	宮崎県学校生活協同組合
義務制から県立学校に異動された場合	宮崎県高等学校教職員組合

- 配当金はゆうちょ銀行(郵便局)または、九州労働金庫(お持ちでない場合は他の銀行)の口座に送金しております。今回新規加入の方で、口座登録がお済みでない方は、ご登録ください。
※口座変更の場合も必ずご連絡をお願いいたします。

- 知事部局採用の方が、教育関係機関以外へ異動された場合、宮崎県学校生活協同組合の組合員資格を継続されることを条件として、当制度に継続して加入いただけます。なお、ご退職後については28ページをご参照ください。

- 年度途中のご退職、改姓等の場合は宮崎県学校生活協同組合または宮崎県高等学校教職員組合までご連絡ください。

- 退職後継続加入者のみなさまの事務取扱窓口は宮崎県学校生活協同組合となります。

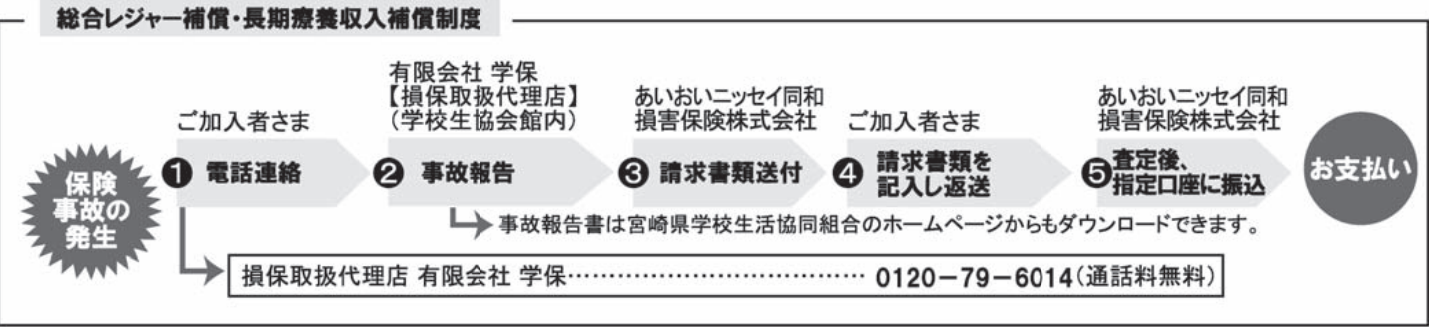
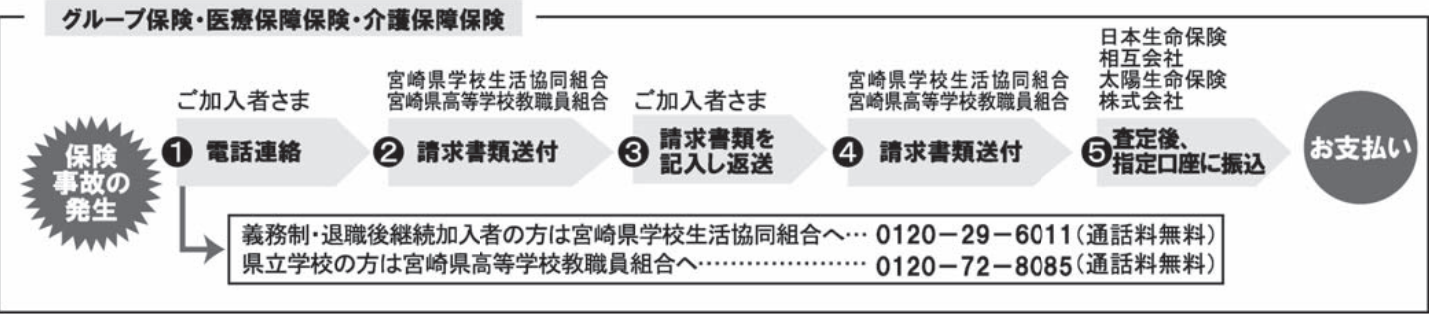


※1 定年退職される方、年度途中で退職される方、臨時的任用職員で更新されない方につきましては、宮崎県学校生活協同組合または宮崎県高等学校教職員組合までご連絡ください。

※2 介護保障保険の加入者票は7/1加入(更新)日以降に送付いたします。

保険金・給付金のご請求方法

お支払いまでの流れ



退職後継続加入制度について

退職後も学校生協組合員であることを条件として、保障を継続することができます。

【退職日から保険期間終了(6月30日)まで】

退職日以降も6月30日まで同一の保障内容で継続できます。

※長期療養収入補償制度は退職日に脱退となります。

【次期更新日(退職日直後の7月1日)以降】

退職後継続加入制度により、6月30日までの保障内容を継続できます。

※配偶者・子ども・親のみで継続加入はできません。

※グループ保険と介護保障保険は、加入できる保障額に上限があります。

※総合レジャー補償以外の保険は新規加入・増額はできません。

継続加入できる年齢

グループ保険・介護保障保険・総合レジャー補償は更新日時点年齢75歳6カ月まで、

医療保障保険は更新日時点年齢69歳6カ月まで継続加入できます。

現職	退職	69歳6カ月	75歳6カ月
学校生協組合員	学校生協組合員(退職組合員)		
現職中(再任用含む)の加入内容	退職後継続加入制度		
グループ保険	グループ保険		
医療保障保険	医療保障保険		
介護保障保険	介護保障保険		
総合レジャー補償	総合レジャー補償		
長期療養収入補償制度	※長期療養収入補償制度は現職中(再任用含む)の補償です。		

保障額の上限

退職後継続加入いただける保障額には制限があります。コース変更が必要な方は必ずお手続きください。

ご退職時に加入されていたコースの保障額を超えることはできません。

(注)在職中と同様、配偶者・子ども・親は本人の保障額を超えることはできません。本人のコースを変更される際にはご注意ください。

＜グループ保険＞

退職後継続加入いただけるコースは月払のみです。年齢により以下のとおり保障額に上限があります。

本人:69歳6カ月まではHコース以下

69歳6カ月超はLコース以下

※J1コースからHコース、K1コースからJコースへの変更は、災害保障特約部分が増額となりますので、「申込書兼告知書」の質問事項に対する答えが全て「いいえ」となる方のみ申込みいただけます。

配偶者:69歳6カ月超は350万円以下

＜介護保障保険＞

69歳6カ月超は300万円以下のコースとなります。

掛金の払込み

毎月の掛金は学校生協が請求し、指定の口座から振替えます。

※加入コースの詳細はパンフレットの「保障額と月払掛金(概算)」をご確認ください。

該当ページ(グループ保険:5～8ページ 介護保障保険:11～12ページ)

お支払いに関する詳細について

お支払いに関する詳細については1～19ページをご覧ください。

制度運営および引受保険会社・個人情報の取扱いに関するお知らせ・制度内容の変更について

制度運営および引受保険会社・個人情報の取扱いに関するお知らせ・制度内容の変更については20ページをご覧ください。